

平成十八年十月二十日受領  
答弁第七三三号

内閣衆質一六五第七三号

平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する再質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省として、お尋ねの事実はなかったと承知している。

二について

お尋ねの「判決文」の写しについては、政府として入手している。

三について

「第三十一吉進丸」船長がロシアの「裁判」の「判決」に服したか否かについて、政府として判断する立場にない。政府としては、今回の北方四島周辺水域における日本漁船の銃撃・逮捕事件及びこれに関するロシアによる手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ないと考えている。